



発行所
公益社団法人全日本医薬品
登録販売者協会
東京都文京区小石川5-20-17
〒112-0002
TEL 03(3813)5353
FAX 03(3813)5355
編集発行人 杉本 雄一
(会員の購読料は会費に含む)

特集号 要保存

ホームページアドレス <http://www.zenyaku.or.jp>

重要

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会 賠償責任保険制度のご案内(手引書) ～2019年度用～

【賠償責任保険制度】 2019年度契約加入のご案内

現在、多くの会員の皆さま方にご加入いただいております賠償責任保険制度が平成30年4月1日に満期となります。本制度は（公社）全日本医薬品登録販売者協会の団体保険制度として、1974年に発足以来、今回で第42回目の更新を迎えることになりました。

薬事法改正に伴って登録販売者は専門的な資格を有し、お客さまへの説明責任を持つことになりました。

企業の責任に合わせて、説明した本人の当事者責任も問われるケースが発生してくると予想され、会員一人一人が万が一の時に備え、賠償資力の確保が必要となります。この保険は、登録販売者の業務中に発生する様々なリスクを補償する保険となっております。またオプション（店舗契約者用）として会員ご自身および従業員が業務中に被ったケガに対する補償も用意しておりますので、賠償責任保険と合わせてご加入いただきますようお願いいたします。

I. 賠償責任保険制度の内容

1. 本保険の契約者

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会（以下、全薬協）

2. 本保険に加入できる方は

全薬協会員の方にかぎります。

3. 保険の内容は

<1>賠償責任保険

近年、消費者の医療品の安全性に対する関心が急速に高まってきており、小さなミスでも厳しくその責任を追及される傾向にあります。この保険では、保険期間中に業務遂行によって他人の身体に障害を与えたり、他人のものを損壊したことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、被害者に対し支払わなければならない損害賠償金（1事故につき自己負担額：1,000円）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

① 法律上の損害賠償金

- ・身体賠償事故の場合：治療費・休業損害・慰謝料 など
- ・財物賠償事故の場合：修理費、再調達費 など

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 被害者に対する応急手当、緊急処理等の費用**③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 など**

(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

< 2 > 普通傷害保険（オプション契約）＊賠償責任保険とセットでのお引受けになります。

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体にケガ*を被った場合に補償の対象となる保険です。死亡または後遺障害の認定を受けた場合や病院・診療所において入院・通院・手術治療を行った場合に、下記の保険金をお支払いします。

*ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

① 死亡された場合（死亡保険金）

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで亡くなられたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。

② 後遺障害が生じた場合（後遺障害保険金）

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%から100%をお支払いします。死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

(例) 両目が失明したとき：100% / 脊椎に運動障害を残すとき：34%

③ 入院された場合<入院保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院の日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

④ 手術された場合<手術保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

⑤ 通院された場合<通院保険金>

業務遂行中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いする場合は・・・

賠償責任保険	＊日本国内において保険期間中に発生した以下の事故による損害が発生し、法律上の賠償責任が発生した場合、お支払いの対象となります。 <医薬品等危険> 店舗販売業で通常取り扱われている一般用医薬品（法令により登録販売者に認められたものにかぎり、被保険者の占有を離れた医薬品をいいます。） ・医薬部外品・化粧品・医療具・乳製品・健康食品その他これらに類似の商品（以下、「医薬品等」といいます。）の販売・授与など、および被保険者の販売する商品によって生じた偶然な事故に起因して、お客さま等、第三者に損害を与えた場合 （例）お客さまに間違えて薬を渡してしまい、服用したお客さまが腹痛で3日間入院した。 <人格権侵害> 登録販売者の業務、店舗施設に起因して保険期間中に次のような行為を行い、お客さま等の第三者に損害を与えた場合 (1) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損 (2) 口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 （例）登録販売者である店員が間違えて警察に通報し、顧客が取り調べをうけてしまった。 <宣伝障害> (1) 生産物または仕事の宣伝に付随する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2) 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません）、標語または標語の侵害 (3) 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 <施設危険>（店舗契約加入の方のみ） 被保険者の方が所有・使用または管理する店舗や設備の不完全または使用・管理上のミスに起因してお客さま等第三者に損害を与えた場合 など
--------	---

登録販売者としての業務以外により発生した事故は補償対象となりません。

また、賠償事故において医薬品等以外の商品に起因する事故、例えば野菜、魚肉等の生鮮食品、食堂・喫茶菓子、衣料品等による事故については、補償対象となりません。

（注）賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険のお支払いの対象となりません。

（注）賠償責任保険の財物賠償事故の場合、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

普通傷害保険	会員ご本人および従業員が業務遂行中に被ったケガにより、 (1)死亡 (2)後遺障害 (3)入院または通院 (4)手術 となった場合
--------	--

5. 保険金をお支払いできない主な損害

< 1 > 賠償責任保険について

< 医薬品等危険 >

- ① 被保険者または保険契約者の故意による賠償責任
- ② 会員または使用人が所有・管理する財物（預かった財物を含みます。）の損壊事故
- ③ 被保険者と世帯を同じくする同居の親族に対する賠償責任
- ④ 製薬メーカーの責任を肩代わりしたため、またはお客さまとの間に約束を取り交わしたために加重された責任
- ⑤ 欠陥のあった医薬品・医療機器等を取り替え、または修理のために要した費用
- ⑥ 「医薬品等」自体の瑕疵または損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 転売される目的のために、販売または授与された「医薬品等」に起因する賠償責任
- ⑧ 戦争、暴動によって生じた事故

⑨ 地震・噴火・洪水・津波等の自然変象によって生じた事故

など

<施設危険> (店舗契約は加入の方のみ)

・給排水管, 暖冷房装置, 消火栓, スプリンクラー等から排出, 漏えいまたは汜らんする液体, 気体, 蒸気等による財物の滅失・き損・汚損に起因する賠償責任

など

< 2 > 普通傷害保険について

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 自殺行為, 犯罪行為による事故
- ③ 無資格運転, 酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④ 脳疾患, 疾病または心神喪失による事故
- ⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」等), 腰痛等で医学的他覚所見のないもの

など

※普通傷害保険の「保険金のお支払方法等重要な事項」につきましては, 後述の“(オプション契約) 普通傷害保険のあらまし”に記載されていますので, 必ずご参照ください。

6. 保険期間

2019年 4 月 1 日 (午後 4 時) から2020年 4 月 1 日 (午後 4 時) までの 1 年間

7. 保険金額および保険料

<賠償責任保険>

①店舗契約

医薬品等危険に加えて施設危険がセットとなっております。(開設者・管理者向け商品です。)

※以下の金額を限度としてお支払いします。

(保険期間: 1 年間 団体割引: 20%一括払)

保険金額 (医薬品等危険)		保険金額 (施設危険)			保険金額 (人格権侵害)		
1 事故	1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	対物 1 事故	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
500万円	1,500万円	500万円	1,500万円	100万円	50万円	500万円	500万円

※ 1 事故につき, 1,000円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 店舗あたり: 800円
-------	---------------

②勤務者契約

薬局や店舗にお勤めになる勤務登録販売者向けの商品です。

※以下の金額を限度としてお支払いします。

(保険期間: 1 年間 団体割引: 20%一括払)

保険金額 (医薬品等危険)		保険金額 (人格権侵害)		
1 名	1 事故・1 年間	対人 1 名	対人 1 事故	1 年間
500万円	1,500万円	50万円	500万円	500万円

※ 1 事故につき, 1,000円は自己負担となります。(人格権侵害においては 3 万円が自己負担となります。)

年間保険料	1 店舗あたり: 500円
-------	---------------

<普通傷害保険> 就業中のみの危険補償特約セット (保険期間: 1 年間・職種級別 A 級 団体割引: 5 %一括払)

死亡・後遺障害	入院 (1 日あたり) 180 日限度	通院 (1 日あたり) 90 日限度
165万円	1,000円	750円

※手術保険金: 入院を伴う手術は10,000円, 入院を伴わない外来の手術は3,750円

年間保険料	従業員 1 名あたり: 1,870円
-------	--------------------

団体割引は, 本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降, 割引率が変更となる場合がありますので, あらかじめご了承ください。

Ⅱ. 本保険のお申込み方法

1. ご加入手続は

この保険に新しくご加入希望の方は、所定の加入依頼書（各都道府県協会にあります。）にご記入のうえ、保険料を添えてお申込みください。今までご加入の方も、希望する保険種類を選択し、保険料を各都道府県協会あてにお支払いください。

ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

保険料算出の基礎となる人数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

告知義務（ご契約締結時における注意事項）

1. 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

2. 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 加入者の増減と変更
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他加入証明書記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

★中途加入（5月1日以降に加入する場合）について

保険期間開始後に中途加入される場合は、毎月5日を申込締切日とし、翌月1日からの補償開始となります。

所定の加入依頼書（各都道府県協会にあります。）にご記入のうえ、各都道府県協会あてに保険料を添えてお申込みください。

★中途加入の保険料について

① 賠償責任保険（店舗契約）

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	730円	670円	600円	530円	460円	410円	340円	270円	210円	130円	70円

② 普通傷害保険（1名あたり）

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	1,710円	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円	780円	620円	470円	310円	160円

③ 賠償責任保険（勤務者用）

★中途加入の保険料について

加入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	500円					250円					

2. 申込締切日

2019年3月1日（金）まで

3. 加入者カード

加入者カードは発行しません。各都道府県協会窓口にご加入者リストをまとめて郵送させていただきますので、ご確認ください。

加入証明書をご希望の方は、各都道府県協会窓口までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

Ⅲ. 万一、事故がおきた場合は

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書, 戸籍謄本, 印鑑証明書, 委任状, 住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書, 罹災証明書, 交通事故証明書, 請負契約書 (写), メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額, 損害の額, 損害の程度および損害の範囲, 復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故, 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書, 写真, 領収書, 図面 (写), 被害品明細書, 復旧通知書, 賃貸借契約書, 売上高等営業状況を示す帳簿 (写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故, 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書, 入院通院申告書, 治療費領収書, 所得を証明する書類, 休業損害証明書, 源泉徴収票, 災害補償規定, 補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本, 売買契約書 (写), 登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確できる書類	示談書, 判決書 (写), 調停調書 (写), 和解調書 (写), 被害者からの領収書, 承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ, 上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は, ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が, 代理人として保険金を請求できることがあります。

* 事故時の対応について

1. まず第一に, 次のような事項をメモしてください。

- ・ 事故発生の日時・場所
- ・ 被害者の住所・氏名
- ・ 事故の原因・状況
- ・ 被害者から損害賠償の請求を受けた時は, その内容と金額

2. 次にその事項をできるだけ早く都道府県医薬品登録販売者協会を經由して損保ジャパン日本興亜に連絡してください。特に, 傷害事故の場合は事故の発生の日から30日以内にご通知のない場合には, 保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

3. それから被害者またはその家族をお見舞し, 相手方の言い分をよく聞いてください。その際, 議論をするのではなく, 納得のいく解決を期するため, 専門家にご相談のうえ, 善処する旨を伝え, 法律的な質問が出た場合にも安易に回答をしないようご注意ください。

4. 随時, その話し合った内容を損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。損保ジャパン日本興亜では,

事故解決のために最も適切なアドバイスをします。被保険者（保険の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらご自身で被害者と示談交渉を行っていただくことになります。また、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

***この保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり、示談交渉を行うことはできません。**

・損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の 절차를完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

・賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

<参考>この保険制度で実際にお支払いした事故事例

虫に刺されて来店した患者に、希釈していないアンモニア水を塗布してしまったため、患者の右前腕が火傷のようになり、完治後も跡が残ってしまったもの。

支払保険金：約50万円

コンタクトレンズの洗浄保存液の購入を希望していた顧客に対して、誤って洗浄用を販売。患者のコンタクトレンズが使用不能となり、目が充血して治療を要したもの。

支払保険金：約4万円

店舗のシャッターを下ろすために支えの鉄柱を外した。その際、横の道路を自転車で走っていた通行人の顔面に当ててしまい歯を損傷させたもの。

支払保険金：約55万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

IV. その他ご注意

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より

高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

V. お問い合わせ先

<本保険制度の窓口>

公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会

〒112-0002 東京都文京区小石川5-20-17

TEL：03-3813-5353／FAX：03-3813-5355

<取扱代理店>

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング41階

TEL：03-6279-0654／FAX：03-6279-0695（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL：03-3349-5137（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

(注) 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(注) このご案内は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。不明点などの詳細は、「V. お問い合わせ先」まで、ご照会ください。

(注) ご加入者以外にこの保険の補償対象となる方（被保険者）がいる場合、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

(注) 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

『賠償責任保険』については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。（普通傷害保険（オプション契約）は日本国内外が対象となります。）

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

以上

SJNK18-10832, 2018/12/5